

Ⅱ．茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版) 進捗状況報告書(平成 26 年度版)に対する答申

平成 26 年 7 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第 22 条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成 26 年 9 月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

なお、個々の重点施策についての環境審議会評価については答申の添付資料として提出されましたが、P16～107 にある「環境審議会評価」欄と重複するため省略させていただきました。添付資料を含めた答申の全文については、市ホームページでご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索





茅ヶ崎市長に答申を提出する長谷川功会長(左)

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)
進捗状況報告書(平成 26 年度版)に対する答申

平成 26 年 9 月 30 日

茅ヶ崎市環境審議会

目 次

はじめに-----	1
1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の目標について -----	3
2. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の重点施策の平成 25 年度における進捗状況の 評価について -----	3
(1) 自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について -----	4
(2) 生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について -----	4
(3) 自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について -----	5
3. 重点施策の推進に大きな影響を及ぼす要因の解析 -----	5
(1) 重点施策に対する予算措置状況について -----	6
(2) 重点施策に対する担当課の役割分担の問題点 -----	7
(3) 担当課における環境業務担当人材の育成と担当職員の意識改革の必要性 -----	8
添付資料：	
1. 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書（平成 26 年度版）における 重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧 -----	10
2. 重点施策の進捗状況に対する評価の推移 -----	20

は じ め に

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」に位置付けられた目標と重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行っている。

この諮問の根幹となっている「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」の冒頭には、この基本計画が作成された経緯が、次のように記載されている。

茅ヶ崎市は平成 8（1996）年 9 月に「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定し、「地域社会を構成する市民・事業者・市の環境保全への自主的・積極的な取り組みを促進するための基本理念、責務等を定めた。

これに基づき、その理念を具体化するため平成 10（1998）年に「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、これを「環境」に関する市の最上位計画と位置付け、環境の保全および創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明示した。

この計画で達成できなかった課題の解決を推進するために、平成 15（2003）年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」が策定された。改訂版では、重点施策の明確化と実効性確保のため、重点施策を絞り込み、6 つの重点施策において 22 のプロジェクトをまとめた。また、市民等の自主的取り組みや市との協働を促すための仕組みを示すとともに、計画の円滑な進行管理のため具体的指標の明示、一般施策における指標の設定等が行われた。この「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」に基づいて施策が推進されたが、北部丘陵の樹林や農地の保全等は計画通りに進捗せず、重点施策についても実現に至らないまま事業凍結となったものもあった。こうした問題点が生じた原因は、計画を確実に推進するための体制の整備と進行管理の仕組みづくりが効果的に進められなかったことに起因すると考えられた。また、施策の推進にあたっては、市民等の自主的な取り組みや市との協働が重要であるが、それを促す仕組みが進んでおらず、課題解決に向けた庁内横断的な連携体制が十分でなかったことも指摘された。さらに、計画の進行管理についても、施策が進まない場合に早期の問題把握と必要な軌道修正を行い、結果を次年度以降の取り組みや予算へ反映させる仕組みが出来ていなかった。

そこで、この改訂版が平成 22（2010）年度に終了することを受けて、前述の問題点を解消するとともに、平成 18（2006）年以降に国による様々な環境施策が策定されたことをも反映させて、平成 23（2011）年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」が策定された。この環境基本計画（2011 年版）は、①目指すべき環境の将来像を実現するための重点施策 37 の設定、②新しい動向を踏まえ、複数分野の統合的な発展を目指した新たな施策体系の整備、③計画の実効性を高めるための仕組み、庁内体制の構築、④計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築を主眼として、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素型社会の構築を平成 32（2020）年度を目標に必要な環境施策を実施する計画となっている。

このように、平成 8（1996）年 9 月の「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づき、平成 10（1998）年に「茅ヶ崎市環境基本計画」を、さらに平成 15（2003）年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」、が作成されたが、その進行に際しての問題点を改善した「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年

版)」が平成 23（2011）年 3 月に策定された。最初の「茅ヶ崎市環境基本計画」から 16 年、「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」から 11 年、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」からでも 3 年が経過しており、「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づく環境基本計画の理念がどの程度実効を挙げて来たかの検証が必要な時期に至っているものと考えてる。

現在の環境審議会では、重点施策ごとに進捗状況を年次ごとに評価を行ってきているが、「茅ヶ崎市環境基本計画」が「改訂版」、「2011 年版」と改訂されてきた主旨を反映した推進に基づいて進行しているか否かを検討し、環境基本計画の進行が、茅ヶ崎市の豊かな自然環境や生物多様性が保全されることに、また、住みやすい資源循環型社会や低炭素社会の構築に向かっていることを検証する視点も加味した答申としたいと考えた。

茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員を「自然環境分科会（小池文人分科会長以下 6 名）」及び「生活環境分科会（山田修嗣分科会長以下 7 名）」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い、その結果に基づいて従前の評価基準を適用して、分科会評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告してもらい、それを審議して取りまとめたものを環境審議会答申とした。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと等を重点施策ごとに意見として付記することにした。

また、本年度は、環境審議会の評価結果は本文中に掲載してあるが、進捗が見られない重点施策が多々あることから、従前の評価基準以外に、環境基本計画の推進に関わる行政組織や、人材とその意識などについても解析を行った結果も加えた。

本答申は、単なる進捗状況の評価だけでなく、重点施策に対する環境審議会としての意見等を付したものであり、この意見が、行政部局にとって「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」を推進するうえでの促進剤となることによって、茅ヶ崎市の豊かな自然環境や生物多様性が保全され、また、住みやすい資源循環型社会や低炭素社会が構築されることを期待する。

また、本答申は、当該年度末に発行される「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（平成 26 年度版）」の中に挿入するだけのものでなく、本文中に記載される「次年度に向けた施策展開」に、是非、反映させていただきたい。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力・ご協力に感謝申し上げます。

平成 26 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 長谷川 功

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 26 年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成 25 年度の進捗状況について)**

1. 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の目標について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた目標は、平成 24 年度の環境審議会での妥当性と評価を行った。その結果は、平成 24 年度版の「茅ヶ崎市環境審議会答申」と「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書」を参照されたい。

この目標は、茅ヶ崎市環境基本計画を作成した 2011 年に掲げたものであり、毎年行っている評価作業で目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）が 5 年を経過した中間時点にあたる平成 27(2015)年で、その時の現状との整合性の観点から再評価することが望ましい。しかし、当初の目標が社会情勢の変化や行政施策の変更などによって変わり得ることもあるので、その検証も必要である。また、基本計画に掲げた大目標に対して、次年度に具体的に推進するために小目標（当面の目標、暫定目標など）を掲げる方が効果的であると考えられる。そのため、次年度(平成 27 年度)では、この点も検討していただきたい。

2. 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の重点施策の平成 25 年度における進捗状況の評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた重点施策について、表 1 の目安によって平成 25 年度の進捗状況を自然環境分科会（重点施策 1～20）、生活環境分科会（重点施策 21～31）で検討した結果を環境審議会でも審議して答申にとりまとめた。また、重点施策 32～37 は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめて環境審議会全体の評価とした。

なお、重点施策 5、6 及び 19、20 についてはまとめて評価を行っている。まず、全 37 重点施策の評価結果の総括を表 2 に示す（詳細は添付資料を参照）。

表 1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安（例）	評価	評価の内容	目安（例）
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40～59%
B	概ね順調に進んでいる	75～89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60～74%	—	取り組みなし	0%

表 2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた重点施策全課題の評価結果の総括表

評価項目		評価結果集計	
A	極めて順調に進んでいる	1/35	2 %
B	概ね順調に進んでいる	7/35	20 %
C	ある程度進んでいる	16/35	46 %
D	あまり進んでいない	8/35	23 %
E	今後、積極的な取り組みが必要	3/35	9 %

表 2 に示されるように、全 37 重点施策のうち環境審議会としては「極めて順調に進んでいる」

評価Aが1施策（2%）、「概ね順調に進んでいる」評価Bが7施策（20%）、「ある程度進んでいる」評価Cは16施策（46%）であり、約70%が進んでいると評価されるが、「あまり進んでいない」、評価Dと「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eが約30%あり、一層の推進が必要である。これを分野別に解析すると以下ようになる。

（1）自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野の重点施策20施策の平成25年度の評価結果と、参考までに平成23～24年度の評価結果を表3に示す。また、その総括を表4に示す。重点施策14：農業支援による農地の保全・再生が「概ね順調に進んでいる」評価Bとなった。「ある程度進んでいる」評価Cは39%である。しかし、「あまり進んでいない」評価Dおよび「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eを合わせると56%であり、特に前年にはなかった評価Eが3施策に増えた。参考までに担当課の評価を付記したが、環境審議会の評価に比べ若干甘い傾向もあるものの、全体的には環境審議会の評価と類似している。

表3 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分 野	自 然 環 境 分 野																			
施策 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
23 年度	C	E	C	C	C	C	D	C	C	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	D
24 年度	D	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	C	C	C	C	D	D	C	D	D
25 年度	D	E	C	C	E		C	D	E	C	D	C	D	B	C	D	D	C		D
25 年度 担当課評価	D	D	C	C	E	E	C	D	E	C	D	C	B	B	C	D	C	C		D

表4 自然環境分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	自然環境分野の重点施策の評価結果総括		
		平成 23 年度評価	平成 24 年度評価	平成 25 年度評価
B	概ね順調に進んでいる	—	—	1/18 （5%）
C	ある程度進んでいる	11/20 （55%）	9/20 （45%）	7/18 （39%）
D	あまり進んでいない	8/20 （40%）	11/20 （55%）	7/18 （39%）
E	今後、積極的な取り組みが必要	1/20 （5%）	—	3/18 （17%）

（2）生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた生活環境分野の重点施策11施策の平成25年度の評価結果と、参考までに平成23～24年度の評価結果を表5に示す。また、その総括を表6に示す。平成25年度の評価は、重点施策25：地産地消が「極めて順調に進んでいる」評価Aとなった。また、「概ね順調に進んでいる」評価Bが4施策（36%）に減少し、「ある程度進んでいる」評価Cは5施策（46%）、重点施策23：リユースが「あまり進んでいない」評価Dとなった。生活環境分野に関連する重点施策としては、全体的には比較的順調に進んでいるものの、4Rの推進ではリユースがD評価、地産地消や温暖化対策などの4施策がC評価であるなど、もう少し推進を強化する必要がある。参考までに担当課の評価を付記したが、概ね環境審議会の評価と類似している。

表 5 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた生活環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分 野	生 活 環 境 分 野										
施策 No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
23 年度	C	C	C	C	C	C	B	B	C	B	B
24 年度	B	C	C	B	B	C	C	B	C	B	B
25 年度	B	C	D	B	A	C	C	B	C	B	C
25 年度 担当課評価	B	C	C	B	A	C	C	B	C	B	B

表 6 生活環境分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	生活環境分野の重点施策の評価結果総括		
		平成 23 年度評価	平成 24 年度評価	平成 25 年度評価
A	極めて順調に進んでいる	—	—	1/11 (9%)
B	概ね順調に進んでいる	4/11 (36%)	6/11 (55%)	4/11 (36%)
C	ある程度進んでいる	7/11 (64%)	5/11 (45%)	5/11 (46%)
D	あまり進んでいない	—	—	1/11 (9%)

(3) 自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策 6 施策の平成 25 年度の評価結果と、参考までに平成 23～24 年度の評価結果を表 7 に示す。また、その総括を表 8 に示す。「概ね順調に進んでいる」評価 B が 2 施策、「ある程度進んでいる」評価 C は 4 施策であり、重点施策の 33% が「概ね順調に進んでいる」で順調に進んでいると評価できる。参考までに担当課の評価を付記したが、環境審議会の評価に比べかなり甘い傾向が見られる。

表 7 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）に掲げた自然環境分野・生活環境分野に共通する重点施策の進捗状況の評価

分 野	共 通 分 野					
施策 No.	32	33	34	35	36	37
23 年度	C	C	B	C	C	B
24 年度	C	C	B	C	B	B
25 年度	C	C	C	C	B	B
25 年度 担当課評価	C	B	B	C	B	A

表 8 共通分野の重点施策の評価結果総括

	評価の内容	共通分野の重点施策の評価結果総括		
		平成 23 年度評価	平成 24 年度評価	平成 25 年度評価
B	概ね順調に進んでいる	2/6 (33%)	3/6 (50%)	2/6 (33%)
C	ある程度進んでいる	4/6 (67%)	3/6 (50%)	4/6 (67%)

3. 重点施策の推進に大きな影響を及ぼす要因の解析

これまで各重点施策の評価結果を述べてきたが、3 年の間に進捗した重点施策もあるが、ほとんど進捗していない重点施策がかなり多い。中でも、自然環境は放置すると、気候変動や人間活動に伴って衰退することは必定で、施策の早急な推進を図らなければならない。そのため、重点施策の推進に大きな影響を持つ予算の問題や、携わる組織の構造的な課題、さらに担当者の意識などについても解析を行った。

(1) 重点施策に対する予算措置状況について

平成 24 年度から茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書に対する評価は、時期を早めて 9 月末に市長へ答申する方式を採ることになった。その理由は、茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）を推進するための重点施策の推進に必要な予算措置を講じるためである。

重点施策を推進するための取り組みの実施根拠となるのは、予算化とその執行であるといっても過言ではない。そこで、前年度の環境審議会の答申を受けた後の予算化状況について検討した。その結果は以下の通りである。

平成 25 年度に比べて、自然環境分野および共通分野では、予算額が同額であるものや前年度よりも予算額が減少した重点施策数が増加した。また、予算額が増加した重点施策数は減少したが、これは施策の進行に伴ったものなら良いが、必ずしもそうとは限らない状況にある。

さらに、担当課が複数ある重点施策では、片方が減額し、もう一方が増額する場合もあって、一概に適性判断はできないが、少なくとも予算化の状況は、重点施策の進捗状況の一つの指標として捉えることができよう。

表 9 自然環境分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	1, 6, 11, 18	9, 10, 14, 15	2, 16, 17, 19, 20	3, 4, 5, 7, 8, 12, 13
	施策数と割合	4 施策 (20%)	4 施策 (20%)	5 施策 (25%)	7 施策 (35%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	6, 16, 18	1, 10, 14, 15, 19, 20	2, 3, 5, 8, 9, 11, 12	4, 7, 13, 17
	施策数と割合	3 施策 (15%)	6 施策 (30%)	7 施策 (35%)	4 施策 (20%)

表 10 生活環境分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	23	21, 30	22, 24, 25, 27, 28, 31	26, 29
	施策数と割合	1 施策 (9%)	2 施策 (18%)	6 施策 (55%)	2 施策 (18%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	23	21, 24, 26, 29, 30	27, 28	22, 25, 31
	施策数と割合	1 施策 (9%)	5 施策 (46%)	2 施策 (18%)	3 施策 (27%)

表 11 共通分野の重点施策の予算化状況

対 比 年 度	項 目	予算措置無し	予算変わらず	予算減少	予算増加
24 年度予算に対する 25 年度予算	重点施策番号	36	なし	34	32, 33, 35, 37
	施策数と割合	1 施策 (17%)	—	1 施策 (17%)	4 施策 (66%)
25 年度予算に対する 26 年度予算	重点施策番号	36	33, 37	32, 34, 35	なし
	施策数と割合	1 施策 (17%)	2 施策 (33%)	3 施策 (50%)	—

具体的には、予算措置の無かった重点施策で予算化されたのは、重点施策 1：コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成・実施、重点施策 9：行谷の水田保全計画についての協議、重点施策 11：柳谷の保全、の 3 施策である。予算措置が無いのは、自然環境分野では従来からの重点施策 6：平太夫新田と重点施策 16：自然環境保全に向けた条例の制定に加えて、重点施策 18：自然環境庁内会議の 3 施策である。生活環境分野では従来どおり重点施策 23：リユース、共通分野では重点施策 36：地域と連携した環境教育には予算措置が無い。予算額の多寡はあるものの、全 37 施策の中で 32 施策（約 87%）に予算が付いていることは好ましいことと評価する。

進捗状況報告書には、予算化した経費の平成 25 年度決算見込み額と平成 26 年度の予算額が記載されているが、今後は予算の執行内容についても支障のない範囲で記載し、予算額に対する費用対効果の検証ができるようにする必要がある。

(2) 重点施策に対する担当課の役割分担の問題点

市役所の部局による重点施策の担当課別施策数を表 12 に示す。重点施策 37 施策のうち担当課が 1 課だけである施策は 17 施策あり、複数の担当課による施策は 20 施策である。

表 12 分野別の担当課と担当する重点施策の数

分野	担当課	担当する重点施策番号	合計
自然環境分野	農業水産課	1, 9, 12, 13, 14, 15	6
	環境政策課	1, 2, 6, 7, 8, 9	6
	景観みどり課	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	20
	公園緑地課	3, 4, 12, 13	4
	企画経営課	4	1
	教育政策課	4	1
	青少年課	4	1
	下水道河川建設課	13	1
	社会教育課	13	1
	広域事業政策課	5, 7, 10	3
生活環境分野	資源循環課	21, 22, 23, 24	4
	農業水産課	24, 25, 26	3
	学務課	25	1
	環境政策課	27, 28, 29	3
	安全対策課	31	1
	都市政策課	30, 31	2
	道路管理課	31	1
共通分野	環境政策課	32, 34, 35, 36, 37	5
	景観みどり課	32, 36	2
	職員課	33	1
	社会教育課	34	1
	農業水産課	36	1
	学校教育指導課	37	1

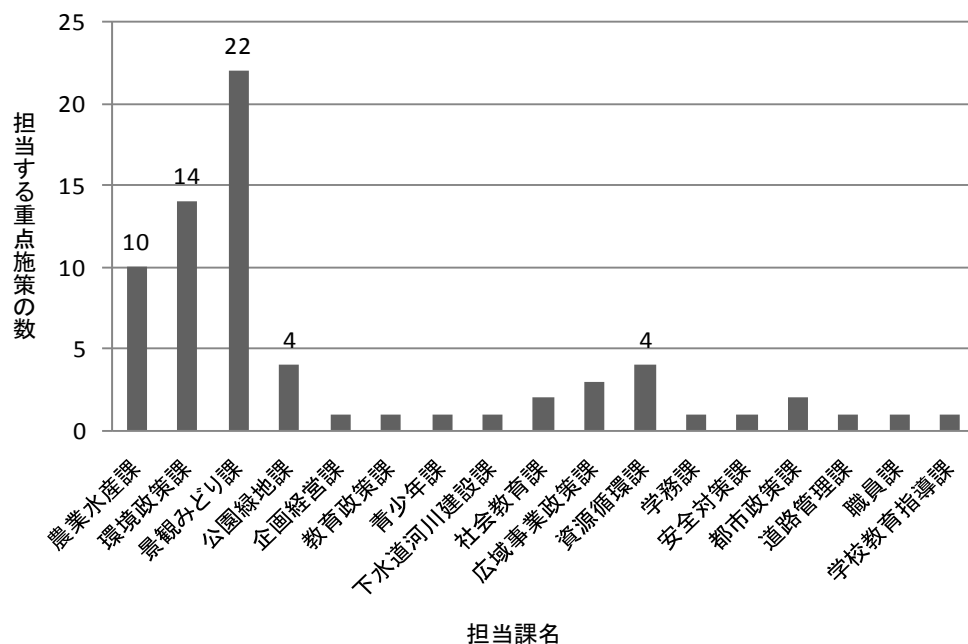
担当課が複数にまたがる重点施策は、各担当課が各々独自で施策の推進を行っているようであり、進捗状況報告書からは、主たる担当課がどの課であるかは判然としない。

一般的には、担当課が複数にまたがる場合、その役割分担が明確でないと各々に遠慮が生じることや、あるいは他力依存が生じることが懸念される。

今後は、複数の担当課がある各重点施策については、主たる担当課を決め、そのイニシアチブのもとで、相互の連携と綿密な打合せの上での推進を行い、その内容を進捗状況報告書で明確にしていきたい。

重点施策の推進に関する組織的な課題として、基幹となる担当課を決め、そこに指揮権などの権限を集中させ、環境政策のリーディング・ユニットのような体制を構築することを提言する。そうしないと重点施策の飛躍的な推進は期待できないと思われる。

次に、行政部局の 1 つの課が、37 重点施策の内、いくつを担当しているかについてまとめたものが、グラフ 1 である。



グラフ 1 担当課別の重点施策担当数

グラフ 1 に示されるように、担当課の中で、景観みどり課が 22 課題（うち自然環境分野の 20 施策全てと共通分野 2 施策）を、環境政策課は 14 施策（自然環境分野 6 施策、生活環境分野 3 施策、共通分野 5 施策）、農業水産課が 10 施策（自然環境分野 6 施策、生活環境分野 3 施策、共通分野 1 施策）を担当している。

特に景観みどり課は、自然環境分野の全重点施策を担当しており、限られた人員でこれだけの施策を均等に推進することは、かなりの負荷となっているものと推測する。しかも、複数の担当課との共同推進となっている重点施策も多いことから、その調整にも大きな負担が強いられていると考えられる。

今後は、特に自然環境分野の重点施策には優先順位を付けることや、重点施策の担当課を分散させて主管課を明確にするとともに、その権限強化など組織的な改革が必要である。

(3) 担当課における環境業務担当人材の育成と担当職員の意識改革の必要性

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年度版）」の進捗状況の評価を 3 年間実施してきたが、生活環境分野は、「あまり進んでいない」が 1 つしかなく、全体的に進捗が見られる。これは、重点施策数が 11 と少ないにもかかわらず 7 つの担当課で分担していることも、その一因と考えられる。

一方、自然環境分野の 56% は「あまり進んでいない」か「今後、積極的な取り組みが必要」の評価であるが、全 20 の重点施策を 9 担当課が分担している。そのうち、5 担当課は 1～3 施策しか担当しておらず、特に 20 施策全てを担当する景観みどり課には、相当な負担となっていることは、前述した通りである。

しかし、もう一つの大きな問題は、市内の環境意識の向上（重点施策 32）と市内における人材育成（重点施策 33）が十分でないと言わざるを得ない。この 2 つの重点施策は担当課自身では C と B の評価をしており、環境審議会でも「ある程度進んでいる」の C、C と評価されたが、本来的

な人材育成となっているとは言えない。なぜなら、この２つの重点施策に挙げられている具体的な方法、例えば、講習会参加や勉強会実施などは意識の持続性を図る上での補助的な手段であって、本来的な人材育成の主体方法にはならないからである。担当職員を環境業務に従事させるための人材育成や人事施策は、もっと厳しいものでなければならない。

例えば、昇進や昇任時の試験に育成結果を連動させる仕組みなど、人材育成結果を検証する客観的な判断指標を導入することを検討しては如何か。人事という観点からは、意識と行動を結びつける手段もセットにして、環境意識の向上策を展開すべきであろう。

次に、人材育成結果に基づく登用などの方針を知る由もないが、まず育成すべき人材の将来像を明確にし、同時に、庁内の人事考課・評価法の標準化とそれに基づく処遇なども明確にすることが望ましい。

今後は、環境分野で高いスキルと広い視野を持ったエキスパートを育成する必要があることから、職務遂行に必要な人材の「専門性」の向上や、従来の職員像の基礎となっていた「ジェネラルな能力」では評価が難しい「環境のスペシャリスト」の育成方法などとともに、育成した人材の処遇の仕組みも検討していただきたい。

多くの重点施策を担当して負担の多い景観みどり課や環境政策課の職員の皆様には誠に申し訳ないが、両課がこの組織・人事提言を検討されて実行に移されることが、重点施策の大きな進展を期待している関係者や市民への「回答」と考える。

添付資料１：茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成26年度版）における重点施策の進捗状況への環境審議会評価結果一覧

添付資料２：重点施策の進捗状況に対する評価の推移